

	変更できる理由	対象者	変更期間等	添付書類等
1	通学区域外に転居した場合で、引き続き転居前の小中学校に就学を希望するとき。	小中学校の児童生徒	当該学校を卒業するまで	
2	住宅の建替え等により一時的に通学区域外に転居し、かつ、1年以内に従前の住所地に転居することが確実である場合で、引き続き当該学校に就学を希望するとき。	小中学校の児童生徒	元の住所地に転居するまで	建築請負契約書等の写し
3	住宅の新築等によりおおむね1年以内に転居予定地に住所を有することが確実である場合で、あらかじめ転居予定地の指定校に就学を希望するとき。	小中学校の児童生徒	転居予定地に住所を有するまで	建築請負契約書、売買、賃貸契約書等の写し
4	児童虐待その他家庭の特殊な事情により、現在の居所に住民登録をしていない場合で、当該居所を通学区域とする学校に就学を希望するとき。	小中学校の児童生徒	教育委員会が適当と認める期間	住民基本台帳法による支援措置を受けていることを確認できる書類等
5	帰宅した際に保護する者が居ないため保護者以外の者を監護者とする場合で、監護者の住所を通学区域とする小学校に就学を希望するとき。	小学校の児童	当該小学校を卒業するまで	保護者の就労証明書等
6	病気、障害その他の事由により通学、通院等について考慮を要する場合で、指定校以外の学校に就学を希望するとき。	小中学校の児童生徒	当該事由が消滅するまで	医師の診断書等
7	特別支援学級に入級する場合	小中学校の児童生徒	当該学校を卒業まで	学校長の意見書等
8	いじめ、不登校等に対し、転校することによって改善が見込まれ	小中学校の児童生徒	教育委員会の認める期	学校長の意見書等

	る場合に、指定校以外の学校に就学を希望するとき。	徒	間	
9	転居等による通学区域の変更があった場合で、過去に精神上的の理由による相当の期間の欠席をしたこと等により、指定校に就学することに支障があると認められるとき。	小中学校の児童生徒	教育委員会の認める期間	学校長の意見書等
10	小学校に在籍するときからおおむね1年以上継続している活動に関し、通学区域の中学校で希望する部活動を実施していない場合	新たに中学校に就学する者	当該学校を卒業するまで	
11	指定校変更の許可を受けて通学区域外の小学校に就学していた場合で、当該許可に係る通学区域の中学校への就学を希望する場合	新た中学校に就学する者	当該学校を卒業するまで	
12	1の項から前項までのいずれかに該当したことにより指定校を変更した者が就学する学校に、その兄弟姉妹が就学を希望する場合	小中学校の児童生徒	当該学校を卒業するまで	
13	前各項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める場合(友人関係又は学校施設を理由とする場合を除く。)	小中学校の児童生徒	必要な期間	